

新潟県中越大地震 20年プロジェクト

メールマガジンで振り返る復興の歩み

地震が発生した午後5時56分に、復興に関わった専門家や当時の地域のリーダーなどが震災の教訓や想いを伝えるメールマガジンを毎日配信します。
 来年10月23日(水)まで 同実行委員会事務局(中越防災安全推進機構内)
 ☎39・5525 担当=地域振興戦略部(大手)☎39・2260



震災発生から20年目を迎える今、震災当時や復興の歩みを振り返りませんか。ぜひご登録ください。



◀同機構・田中彩貴さん

市議会12月定例会を傍聴しませんか

☎議会総務課(アオ)☎39・2244

本会議や委員会は公開されています。

期日	会議名	場所
11月30日(木)	議会運営委員会 本会議(招集日)	第二委員会室
12月1日(金)・4日(月)・5日(火)	本会議※	議場
11日(月)	建設委員会	第一委員会室
12日(火)	産業市民委員会	
13日(水)	文教福祉委員会	
14日(木)	総務委員会	第二委員会室
18日(月)	議会運営委員会 本会議(最終日)	

※1日(金)・4日(月)・5日(火)の本会議は、一般質問者の人数により日程が短くなる場合があります
 本会議…午後1時から、議会運営委員会…午前11時30分から、常任委員会(建設・産業市民・文教福祉・総務)…午前10時から 本会議…65人、車いす席2人、親子傍聴席10人、委員会…12人

本会議・常任委員会は、市ホームページで生中継・録画中継しています(ケーブルテレビの再放送は当日の午後7時から)。

議員の年賀状は禁止されています
 市議会議員は、答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人に年賀状を出すことやお歳暮などを贈ることが公職選挙法で禁止されています。ご理解をお願いします。

固定資産税の申告をお忘れなく

- 1 償却資産の申告は1月31日(水)まで
 毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を、その資産のある市町村に申告してください。
 対象者=市内で工場や商店を営んだり、駐車場やアパートを貸したりして、事業用の償却資産を持つ事業者 対象の償却資産=法人税法や所得税法に基づき、減価償却として損金や必要経費として算入されるものなど。詳しくは、市ホームページで

償却資産とは?
 土地や家屋以外の事業用の構築物、機械、装置、備品などの有形資産のこと。駐車場の舗装や消雪設備、側溝、フォークリフトやショベルローダなどの大型特殊自動車も含まれます。

☎資産税課(アオ)☎39・2213
 申告書は郵送、総合窓口(税金窓口) (アオ)に持参

2 償却資産の電子申告ができます
 オフィスや自宅から、eLTAXを利用して申告できます。詳しくは、地方税共同機構ホームページで。

3 賃貸家屋の附帯設備の納税者
 原則として、家屋の所有者に固定資産税が課税されます。
 ただし、借り主などが費用を負担した事業用の附帯設備は家屋とは区分され、借り主に償却資産として課税されます。この場合、家主と借り主双方が連名で、「分離申告書」を市役所に提出する必要があります。詳しくはお問い合わせください。



4 業界研究・インターンシップフェス
 地元企業60社が参加予定です。
 12月14日(木)午後1時30分～4時 場所=オーレ長岡 対令
 和7年3月以降に大学・専門学校などを卒業予定の学生
 長岡就職・転職・Uターンナビホームページで 担当=

「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます

「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます

2023.12

計画にご意見を

自設対策計画、食育推進計画 募集期間=12月11日(月)～28日(木) 閲覧場所=情報ラウンジ(アオ)、健康増進課(さい) ☎39・7508、各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)、市ホームページ
 認知症高齢者家族の介護負担を軽減します
 「やすらぎ支援員」がお宅を訪問し、認知症の人の見守りや話し手をします。直接、体に触れる介護は行いません。次の全てに該当する人を介護する家族①おむね60歳以上

家族が外出する時や介護疲れで休養が必要な時に自宅を訪問する「やすらぎ支援員」

初回の訪問時に本人の趣味や性格などを聞いて、相性のよい支援員を派遣する。詳しくはご連絡ください。 ☎39・2239



▲ナッチャン

12月11日(月)～20日(水)は冬の交通事故防止運動

- 冬道は安全走行で急アクセル、急ブレーキ、急ハンドルはやめ、慎重に運転しましょう。
- 横断歩道は歩行者が優先 横断歩行者などの有無をしっかり確認しましょう。
- 飲酒運転の根絶 「しない、させない、許さない」を徹底しましょう。
- 年末年始も「火の用心」 冬は火を使う機会が多く、火災が発生しやすい季節です。もう一度「火の元」を確認しましょう。

「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます

寝たきりの人が使用するおむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。一定の要件を満たすと、市が「おむつ使用証明書」に代わる「おむつ使用の確認書」を発行できる場合があります。要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年以降の人 ※その他の詳しい要件は事前にお問い合わせください。 ☎総合

「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます

「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます

2023.12

行ってみよう! ミライエ長岡

1 飲食や買い物で長岡のまちを楽しもう! 学生応援GoToまちナカキャンペーン

ミライエ長岡に来館し、アンケートなどに協力した学生に地域通貨「ながおかペイ」(電子マネー)3,000円分をプレゼントします。
 12月10日(日)～2月18日(日) (ミライエ長岡の休館日を除く) ※予算に達したら終了
 市内に在住または通学する高校生以上の学生 条件=①市公式LINEの選択受信サービス「学生向け情報」を登録②ながおか・若者・しごと機構のSNSを1つ以上フォロー③アンケートに回答 ☎ながおか・若者・しごと機構(ミライエ長岡企画推進室(三)) ☎86・6008

2 ミライエ長岡のカフェ営業日が増えました

3階のカフェ「BOOKMARKS CAFE」がグランドオープン。週5日程度営業します。
 午前11時30分～午後6時(日・祝日は午後5時まで) ※営業日はカフェのインスタグラム(右)で ☎同カフェ ☎050・8882・6310 担当=ミライエ長岡企画推進室 ☎86・6008



「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます

「おむつ使用の確認書」の申請を受け付けます

2023.12